県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第二十七号

県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　委員会は、委員長及び委員十四人以内で組織する。

2　委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

（任期）

第三条　委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第四条　委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

2　委員長は、知事をもって充てる。

3　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第五条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第六条　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、総務部知事公室政策推進課において処理する。

（その他）

第八条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。